

## 「(仮称) 花火伝統文化継承資料館」ホームページ制作業務委託仕様書

### 1 目的

大仙市花火産業構想では「花火の文化的価値を高め、継承し、広く示す拠点づくり」を施策の一つに掲げており、花火の伝統文化を将来にわたる地域資源として磨き上げていく拠点として、平成30年8月の開館に向けて今年6月から「(仮称) 花火伝統文化継承資料館」の建設を進めている。

本業務は、本資料館の常設展示及び企画展示の内容、市内の回遊を促す周辺地図、デジタル化した花火資料の照会や、全国の花火大会や花火資料館の検索機能を備え、多言語に対応したホームページを構築することで、「花火のまち 大仙市」と本資料館を広く周知し、観光誘客に結び付ける取り組みを行うものである。

### 2 適用範囲

本仕様書は、「(仮称) 花火伝統文化継承資料館」ホームページ制作業務委託に適用する。

### 3 適用基準及び疑義

本業務の履行にあたっては、秋田県委託業務共通仕様書、本仕様書のほか、財務規則等の関係法令に基づき実施しなければならない。また、実施要領及び本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、その都度、市及び受託者が協議の上、定めるものとする。

### 4 委託期間

契約締結の翌日から平成30年3月23日まで

### 5 委託内容

#### (1) ホームページの制作

以下の機能を備えたホームページを制作すること。なお、本市が想定する機能は以下のとおりであるが、より効果の高い提案については評価する。

ア) ホームページへのアクセスを増加させるため、技術面、デザイン面の工夫を凝らすとともに、実際に大仙市や資料館へ訪れたいくなるようなホームページを制作すること。

イ) (仮称) 花火伝統文化継承資料館及び大仙市産業展示館の施設概要、大曲の花火、大仙市の花火<sup>(※1)</sup>を紹介すること。施設概要では、資料館の1・2階の生涯学習部分においては研修室の種類や面積、利用人数、付随設備等、3・4階の花火資料館部分については常設展示等の紹介を含めること。

ウ) 企画展示等の内容が紹介できること。また、最新記事と過去記事の切り分けが可能であること。それらの情報について、職員がHTMLなどの知識が無くても更新可能なものであること。

エ) 資料館の臨時的な休館日や展示以外のイベント等のお知らせができること。また、最新記事と過去記事の切り分けが可能であること。それらの情報について、職員がHTMLなどの知識が無くても更新可能なものであること。

- オ) 既存の花火資料デジタル化システムから出力されたテキストデータ及び画像データを取り込み、ホームページ上で検索、照会ができる機能を構築すること。また、データの追加は差分取込が可能であること。
  - カ) 生涯学習研修室の予約状況照会ができること。
  - キ) 全国の花火大会情報について、指定した月ごとに、地図上から検索可能とするなど、グラフィカルな情報検索が可能な機能を構築すること。また、本市の大会をクローズアップする工夫を図ること。それらの情報について、職員がHTMLなどの知識が無くても更新可能なものであること。
  - ク) JR大曲駅から資料館までの、見どころやおみやげ屋、飲食店などの情報を掲載した、市内の回遊を促す周辺地図を制作すること。また、制作した周辺地図は、編集可能なデータでも提供すること。
  - ケ) スマートフォン用として、レスポンス対応の別デザインのホームページを制作すること。また、Apple iOS 8.0 以上 Safari 及び Android 4.2 以上 公式ブラウザでの動作検証を行うこと。
  - コ) バナーやテキストにより、関連ページへのリンクができること。
  - サ) Facebook のページプラグインを設置すること。
  - シ) 問い合わせ先を表示するとともに、問い合わせ用のメールフォームを設置すること。
  - ス) サイトマップを作成すること。
  - セ) 当該業務委託期間終了後に別途発注により制作を予定している、花火工場のバーチャル見学コンテンツの追加が可能であること。
  - ソ) 対応する言語は日本語及び英語とする（中国語、韓国語等に対応する提案は評価する）。
  - タ) ホームページへのアクセス数をホームページ上に表示するとともに、アクセスログをテキスト等で出力できること。
  - チ) 他ページへの掲載が可能な、当該ホームページのバナーアイコンを作成すること。
  - ツ) 検索サイトから、「花火」「資料館」などのキーワードで検索したときに上位に表示される工夫を図ること。
  - テ) オペレーティングシステムは Windows 10/8.1/8/7/Vista 及び Apple Mac OS X、ウェブブラウザは Microsoft Internet Explorer 11.0 以上、Google Chrome 最新版、Safari 最新版、Firefox 最新版での動作検証を行うこと。
  - ト) ホームページ全体のバックアップが可能であること。
  - ナ) 上記のほか、サイトへのアクセス増加や内容の充実が図られるコンテンツ等の提案、及び導入後の保守運用、障害時対応について評価する。
- (2) オープンPR用ホームページの制作
- 平成30年8月の開館に向けて、施設の概要等を紹介するとともに、開館への期待を促すデザインや演出等が施されたホームページを制作すること。
- (3) ホームページの公開
- 以下の条件を満たすレンタル可能なクラウドサーバー、又はそれに類するものにより公開するものとし、公開するために必要な手続きを行うこと。契約満了日までに手続きを終え、市が指定する日に公開できるようにすること。
- ア) 独自ドメインが使用可能であること。

- イ) 24時間、365日の運用が可能であること。
  - ウ) 不正アクセス対策は、大仙市セキュリティポリシーの規定に準じたものであること。
- (4) その他本業務に関連すること

## 6 打合せ協議

業務の円滑な進行を図るため、常時、本市担当職員と緊密な連絡関係を構築し、本市が求める場合には打合せを行い、誠意を持って業務を遂行すること。なお、打合せ後に記録簿を作成し、相互に確認すること。

## 7 成果品

(1) 成果品として、次のものを提出すること。媒体は、①、④、及び⑤は紙面1部及び電子データ、②及び③は電子データ、⑥は紙面とする。電子データの形式については、本市が指定する形式とすること。

- ① 事業実績報告書
- ② ホームページ
- ③ オープンPR用ホームページ
- ④ ホームページ構築設計書
- ⑤ ホームページ管理運用マニュアル
- ⑥ レンタルサーバー関連書類
- ⑦ その他当該業務に付随する資料で市が求めたもの

(2) 成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠及び所有権（以下「著作権等」という。）は、大仙市が保有するものとする。受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。

## 8 その他

- (1) 業務にあたり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において使用許可をとること。受託者はその一切の責任を負うこと。
- (2) 受託者は本業務にあたり知り得た情報を委託者の許可なく他に漏らしてはならない。業務完了後も同様とする。

(※<sup>1</sup>) 大仙市の花火については、以下のホームページを参照してください。

一般社団法人大仙市観光物産協会

(URL) <http://daisenkankou.com/fireworks/calendar.html>